

調達要求番号：1PTH1A04901

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
燃料計量機 “据付”		EQ-Z570001B	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成31年 3月 6日
		変 更	令和 3年12月 6日
		作成部隊等名	関東補給処 松戸支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する燃料計量機の据付け設置の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z500002	陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書
HQ-B107001	燃料計量機，地下タンク用ノンスペース型
HQ-B107002	燃料計量機，地下タンク用
HQ-B107004	燃料計量機，可搬式，電動

b) 法令等

消防法（昭和23年法律第186号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この役務に関する一般的要求事項は、既存の燃料計量機を撤去し、官側で調達した燃料計量機（HQ-B107001，HQ-B107002及びHQ-B107004）を設置し、設置後、燃料計量機（HQ-B107001，HQ-B107002及びHQ-B107004）の使用に必要な検査及び申請などを行う。

なお、設置後、燃料計量機（HQ-B107001，HQ-B107002及びHQ-B107004）の機能が十分に発揮できるものでなければならない。

2.2 据付実施場所及び据付器材

据付実施場所、据付器材及び台数は、調達要領指定書によるほか、細部の据付場所は、各駐屯地業務隊等の指定する場所とする。

2.3 役務内容

2.3.1 据付器材

据付器材については、官側で調達した燃料計量機を設置する。

2.3.2 撤去及び据付要領

撤去及び据付けに関する工事・調整及び検査などについては、契約の相手方の責任において実施する。

2.3.3 撤去器材の処置

撤去した器材については、官側において処分を実施する。

2.3.4 使用資材

撤去、据付け及び検査などに必要な資材は、契約の相手方が準備する。

2.3.5 外観

据付け後の外観は、使用上有害なきず、割れ、まくれその他の欠陥がなく、各部の仕上がりは、良好でなければならない。

2.3.6 関係機関への申請など

消防法に基づく申請などについては、官側と調整し実施する。

2.3.7 役務時期

役務時期については、契約締結後、契約の相手方が各駐屯地業務隊等と調整を行う。

3 品質保証

3.1 試験

契約の相手方は、据付け後、官側立会において、機能試験を実施し、正常な作動状況であることを確認する。

3.2 校正

契約の相手方は、据付け及び機能試験完了後、燃料計量機の精度を確認するため、官側立会のうえ、校正を実施する。

3.3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3.4 保証期間

保証期間は、検査合格の日から1年とし、その期間中に役務に起因したと認められる故障が発生した場合は、契約の相手側において無償修理を行う。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書で指定する場合を除き、表1に示す書類を据付実施各駐屯地業務隊等に提出する。

表1－提出書類

番号	提出書類	部数	提出時期	備考
1	工程表	2	据付工事実施前	様式随意
2	機能試験成績書	2	機能試験後，速やかに	様式随意
3	作業記録（役務完了調書）	2	役務完了後，速やかに	契約担当官等の定める書式
4	役務写真	1	役務完了後，速やかに	様式随意とし，撮影場所等は，監督官等の指示による。

4.2 保全

4.2.1 駐屯地への立入り要領

駐屯地への立入り要領は，次による。

- a) 駐屯地所定の立入り手続きを行う。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合，駐屯地での行動（出入門手続き・火器取扱い及び作業用通路など）は，当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行い，作業地域以外への立入りを禁止する。

なお，やむを得ず作業地域以外への立入りを必要とする場合には，所定の手続きを行う。

4.2.2 秘密保全

秘密保全は，次による。

- a) 契約の相手方は，本契約の履行にあたり，直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また，本契約終了後も同様とする。
- b) 契約の相手方は，官側の施設内を無許可で撮影してはならない。

4.3 安全管理

契約の相手方は，必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに，機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起しなければならない。また，作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い，必要な措置を講ずるなど，安全管理を徹底し，必要によって契約担当官等の指示を受ける。

4.4 その他の留意事項

その他の留意事項は，次による。

- a) 役務履行で発生したこん包材及び撤去した器材を除く産業廃棄物は，契約の相手方が処分する。
- b) この据付けに際し，駐屯地内の施設・器材等に損傷を与えないように十分注意して施工し，万一損傷を与えた場合は，速やかに監督官及び各駐屯地業務隊等に報告するとともに，契約の相手方の負担において原形に復旧する。
- c) この据付け終了時には，整理・清掃を確実に行うとともに，仮設物等の撤去を役務期間内に完了する。
- d) 作業時間については，各駐屯地業務隊等と調整する。
- e) 駐屯地施設の利用及び役務作業に必要な電力・水の使用など官側の支援が必要な場合は，各駐屯地業務隊等と調整する。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求番号	1 P T H 1 A 0 4 9 0 1	
	調達要求年月日	令和4年3月8日	
	作成部課	需品部 補給整備課	
	作成年月日	令和4年3月8日	
品名	燃料計量機 “据付”		
仕様書番号	E Q - Z 5 7 0 0 0 1 B		
指定事項 :			
1 据付実施場所, 据付器材及び台数			
番号	据付実施場所	据付器材	台数
1	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊 茨城県土浦市右廻 2410 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 029-842-1211	燃料計量機, 地下タンク用, 三相 (高速型) W型	1
	陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地業務隊 静岡県御殿場市中畑 2092-2 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 0550-89-0711	燃料計量機, 地下タンク用, 三相 (高速型) W型	1
3	陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊 静岡県御殿場市板妻 40-1 陸上自衛隊板妻駐屯地 0550-89-1310	燃料計量機, 可搬式, 電動, 単相	1
		燃料計量機, 地下タンク用, 三相 (高速型) W型	1